

## 報酬等の額に関する規程

平成23年 4月 1日 改訂  
(「U50 謝礼等に関する規程」を包含し改定)  
平成27年 6月10日 改訂  
平成28年 6月 8日 改訂

## 第1条（目的）

この規程は、「役員並びに評議員の報酬規程」に定める報酬及び本財団の業務委託に対する対価と、「慶弔規程」に定める慶事及び功労金に対する対価の額についての事項を定める。なお、本規程でいう役員とは、常勤理事を除く理事と監事をいう。

## 第2条（報酬の支払対象）

報酬の支払対象は、役員、評議員、審査委員とする。なお、自動車製造業13社出身者及び、賛助会員である団体出身者に対しては、原則として以下の各条で示す報酬を支払わない。

## 第3条（役員の報酬額）

1. 理事長、副理事長、監事に業務の執行の対価として以下の報酬を月額で支払う。
  - ①理事長・月額金 54,000 円（税込）
  - ②副理事長・月額金 49,000 円（税込）
  - ③監事・月額金 15,000 円（税込）
2. 前項を除く役員が理事会に出席し、業務を執行した場合、以下の報酬をその都度支払う。
  - ①理事・金 55,000 円（税込）

## 第4条（評議員の報酬額）

評議員が評議員会に出席し、業務を執行した場合、以下の報酬をその都度支払う。

- ①評議員長・金 110,000 円（税込）
- ②評議員・金 55,000 円（税込）

## 第5条（審査委員の報酬額）

審査委員が審査委員会に出席し、審査業務を行った場合、以下の報酬をその都度支払う。

- ①審査委員・金 79,660 円（税込）

## 第6条（弁護士相談業務）

相談センター付弁護士に「相談」と「和解の斡旋」業務を委託した場合、以下の対価を月額で支払う。

- ①相談センター付弁護士に月額金 150,000 円（税込）

## 第7条（原稿料）

役員、評議員、審査委員に本財団の活動状況報告書等に掲載する原稿を依頼した場合、その内容、掲載するメディア、発行部数等を考慮し、金 80,000 円（税込）から金 100,000 円（税込）の範囲の対価をその都度定めて支払う。

#### 第8条（個別相談業務）

役員、評議員、審査委員に本財団の業務に関し1時間を超える個別相談の業務を依頼した場合、金10,000円（税込）から金50,000円（税込）の範囲の対価をその都度定めて支払う。

#### 第9条（特別な職務）

役員、評議員、審査委員に本財団の業務に関し1時間を超える特別な職務で、催事における、「発表者」「コメンテーター」「司会進行」を依頼した場合、金10,000円（税込）から金50,000円（税込）の範囲の対価をその都度定めて支払う。

#### 第10条（叙勲・褒賞・表彰）

役員、評議員、審査委員が叙勲・褒賞・表彰を受けた場合には、「慶弔規程」第3条・別表1に従い、慶事として商品券又は記念品を贈呈する。

#### 第11条（退任時の功労金）

役員、評議員、審査委員が退任する場合には、「慶弔規程」第4条・別表2に従い、功労金として商品券又は記念品を贈呈する。

#### 第12条（技術専門委員への報酬）

技術専門委員が審査委員会に出席し、審査業務に参加し、助言等を行った場合、以下の報酬をその都度支払う。

- ①技術専門委員・金50,000円（税込）。

#### 第13条（その他）

本規程に定める報酬と対価の額は評議員会の決議により変更することができる。

以上

#### 付則

平成23年 4月 1日 施行

平成27年 6月10日 改訂

平成28年 6月 8日 改訂